

協定区域	北区鹿の子台北町3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2007年5月8日 更新 2017年5月8日
	面積	5,558.66 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2017年5月8日～2027年5月7日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の4以下とする。ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは、10分の5以下とすることができる。
- (2) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の8以下とする。
- (3) 建築物の高さは、10メートル以下とする。
- (4) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5.0メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築物の敷地の地盤面が北側の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イに該当する場合は、この限りでない。
- ア．外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
- イ．物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (6) 建築物の用途は、一戸建ての専用住宅又は、建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅とする。
- (7) 車庫は、道路の隅切部分に自動車の出入口を設けてはならない。
- (8) 現状地盤面は、変更してはならない。但し、造園などの為の必要最小限の変更はこの限りではない。
- (9) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (10) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和する様努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

140

鹿の子台北町3丁目

140 鹿の子台北町3丁目建築協定



位置図

